

刈谷市障害者計画

2018年度～2023年度

第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画

2018年度～2020年度



視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード（SPコード）」を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。



刈谷市障害者計画

計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づくものであり、刈谷市の障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。

計画の期間

計画期間は、2018(平成30)年度から2023年度までの6年間とします。

計画でめざすこと

基本理念

ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

めざす姿

共に暮らせるまち 刈谷

すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

基本目標 1

暮らしの基盤づくり

障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

基本目標 2

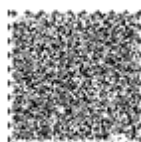
自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

基本目標 3

人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、環境の整備や災害時への対策などのまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。



計画の重点課題

この計画では、以下の4つを重点課題として設定し、注力して施策に取り組みます。

重点課題① 障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充

学校卒業後の雇用の場や、現在就労していない人で就労意欲がある人の受け皿が求められています。就労は障害のある人の経済的、社会的自立や、生きがい、社会との関わりにもむすびつくため、能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるよう体制整備を進めます。

具体的な取組み

- ①学校、一般企業、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等とのネットワークの構築
- ②自立支援協議会の就労支援部会の活動内容の充実
- ③企業内での障害及び障害のある人への理解促進

重点課題② 障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消

障害のある人が地域で充実した生活を送るには、障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消の取組みが大切です。虐待の防止と差別の解消の取組みについて広く市民へ周知・啓発するとともに、幼少期から地域や学校において、様々な人とふれあいながらともに過ごす時間を設け、障害に対する理解を深める取組みを進めていきます。

具体的な取組み

- ①障害に関する周知・啓発
- ②合理的配慮の理念の浸透

重点課題③ 地域で暮らす体制の整備

障害のある人が地域で自立し安心して生活するには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供や、地域の障害への理解が求められます。訪問系サービスの充実のため、事業所の確保を図るとともに、事業所の理解を得ながら障害特性に応じたグループホーム等の整備を進めます。また、地域の理解を深める啓発にも取り組みます。

具体的な取組み

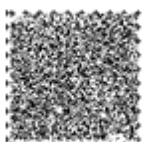
- ①障害特性に応じたグループホーム等の整備
- ②精神障害のある人をはじめとした地域移行支援の拡充
- ③地域生活支援拠点等の整備

重点課題④ 障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備

障害のある子どもが乳幼児期から学齢期にいたるまで一貫して支援を受けるには、関係機関における情報共有や切れ目のない支援が必要です。障害の早期発見と早期療育の充実を図るとともに、福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう、体制の整備を図ります。

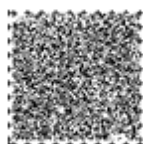
具体的な取組み

- ①自立支援協議会の子ども部会の機能の向上
- ②ライフステージ移行に対応できる情報共有の体制整備



この計画で取り組んでいくこと

基本目標	施策	施策の方向性
【基本目標1】 暮らしの 基盤づくり 	(1)保健・医療	①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進 ②健康の保持・増進 ③医療サービスの充実
	(2)生活支援サービス	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系(通所系)サービスの充実 ③短期入所等の充実 ④生活の場の確保 ⑤その他の生活支援 ⑥障害のある人の地域移行
	(3)相談・情報提供	①相談支援体制の充実 ②情報提供の充実 ③障害のある人の権利擁護
【基本目標2】 自立と社会参加 の基盤づくり 	(1)障害のある子どもの教育・育成	①早期療育の充実 ②学校教育の充実 ③子育て支援の充実
	(2)雇用・就労	①雇用の場の拡大 ②個々に応じた就労支援 ③総合的な就労支援施策の推進
	(3)スポーツ・文化芸術活動	①スポーツ・文化芸術活動の推進 ②参加しやすい環境の整備
【基本目標3】 人にやさしい まちづくり 	(1)まちづくり	①ユニバーサルデザインのまちづくり ②安全な移動の確保 ③防災・防犯対策の推進
	(2)障害と障害のある人への理解	①広報・啓発の推進 ②福祉教育の推進 ③交流活動の推進
	(3)地域福祉の推進	①地域福祉活動の推進 ②関係団体との連携



第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画

計画の性格

「第5期刈谷市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づいたものであり、刈谷市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

「第1期刈谷市障害児福祉計画」は、児童福祉法第30条の20に基づいたものであり、刈谷市の障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

これらの計画は、「刈谷市障害者計画」とも整合性のある計画となっています。

計画の期間

計画期間は、2018(平成30)年度から2020年度までの3年間とします。

成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
2016(平成28)年度末の施設入所者数	81人	
【目標】地域生活への移行者数	3人	上記からの2020年度末までの地域生活への移行者数
【目標】2020年度末の施設入所者数	81人	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	備考
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場	設置	2020年度末までに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場を設置する

3 地域生活支援拠点等の整備

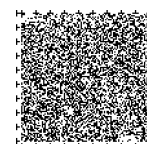
項目	目標	備考
地域生活支援拠点等(面的整備型)	整備	2020年度末までに障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等を整備する

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
一般就労移行者数		
2016(平成28)年度中の一般就労移行者数	17人	
【目標】2020年度中の一般就労移行者数	26人	上記の1.5倍
就労移行支援事業利用者数		
2016(平成28)年度末の就労移行支援事業利用者数	43人	
【目標】2020年度末の就労移行支援事業利用者数	52人	上記の1.2倍
【目標】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上	
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%以上	

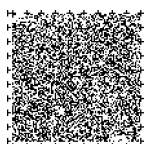
5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	2018(平成30)年度末までに医療的ケア児支援のために各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する



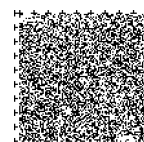
障害福祉サービス・障害児通所支援等に関するサービスの見込み

サービス名		単位	見込み			
			2018年度	2019年度	2020年度	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	人/月	106	108	110
			時間/月	1,961	2,106	2,200
		重度訪問介護	人/月	16	17	18
			時間/月	2,880	3,400	3,960
		同行援護	人/月	12	12	12
			時間/月	108	108	108
	行動援護	人/月	4	4	4	
		時間/月	28	28	28	
	日中活動系サービス	生活介護	人/月	197	207	211
			人日/月	3,940	4,140	4,220
		自立訓練(機能訓練)	人/月	2	2	2
			人日/月	10	10	10
		自立訓練(生活訓練)	人/月	9	10	11
			人日/月	99	110	121
		就労移行支援	人/月	42	47	52
			人日/月	672	752	832
		就労継続支援A型	人/月	115	120	125
			人日/月	2,300	2,400	2,500
		就労継続支援B型	人/月	214	229	245
			人日/月	3,638	3,893	4,165
		就労定着支援	人/月	3	4	5
		療養介護	人/月	12	12	12
	人日/月		46	51	56	
	短期入所	人/月	46	51	56	
		人日/月	322	357	392	
	居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	2	3
		グループホーム(共同生活援助)	人/月	70	70	80
		施設入所支援	人/月	82	81	81
相談支援	計画相談支援	人/月	72	76	80	
	地域移行支援	人/月	1	1	1	
	地域定着支援	人/月	1	1	1	
障害児通所支援等に関するサービス	児童発達支援	人/月	71	73	75	
		人日/月	923	949	975	
	医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	
		人日/月	13	13	13	
	放課後等デイサービス	人/月	188	198	208	
		人日/月	2,068	2,178	2,288	
	保育所等訪問支援	人/月	20	20	20	
		人日/月	24	24	24	
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	6	6	6	
		人日/月	24	24	24	
障害児相談支援	人/月	60	62	64		



地域生活支援事業の見込み

サービス名		単位	見込み		
			2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	5	5	5
	基幹相談支援センター	か所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件	1	2	3
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業	件	318	337	357
	要約筆記者派遣事業	件	12	13	14
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	12	13	14
	自立生活支援用具	件	30	32	34
	在宅療養等支援用具	件	36	36	36
	情報・意思疎通支援用具	件	27	30	34
	排せつ管理支援用具	件	2,343	2,483	2,632
	居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	20	20	20
移動支援事業		人/月	104	109	114
		時間/月	936	981	1,026
地域活動支援センター事業		(市内)か所	2	2	2
		(市外)か所	3	3	3
		(市内)人/月	69	74	79
		(市外)人/月	5	5	5
任意事業	日常生活支援				
	移動入浴事業	人/月	9	10	11
	日中一時支援事業	人/月	62	62	65
		回/月	372	372	390
	社会参加支援				
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4
		定員数	180	180	180
	文化芸術活動振興	講座数	5	5	5
		定員数	100	100	100
	自動車運転免許取得・改造助成	人	12	12	12
	就業・就労支援				
更生訓練費給付	人/月	1	1	1	
知的障害者職親委託	人	1	1	1	



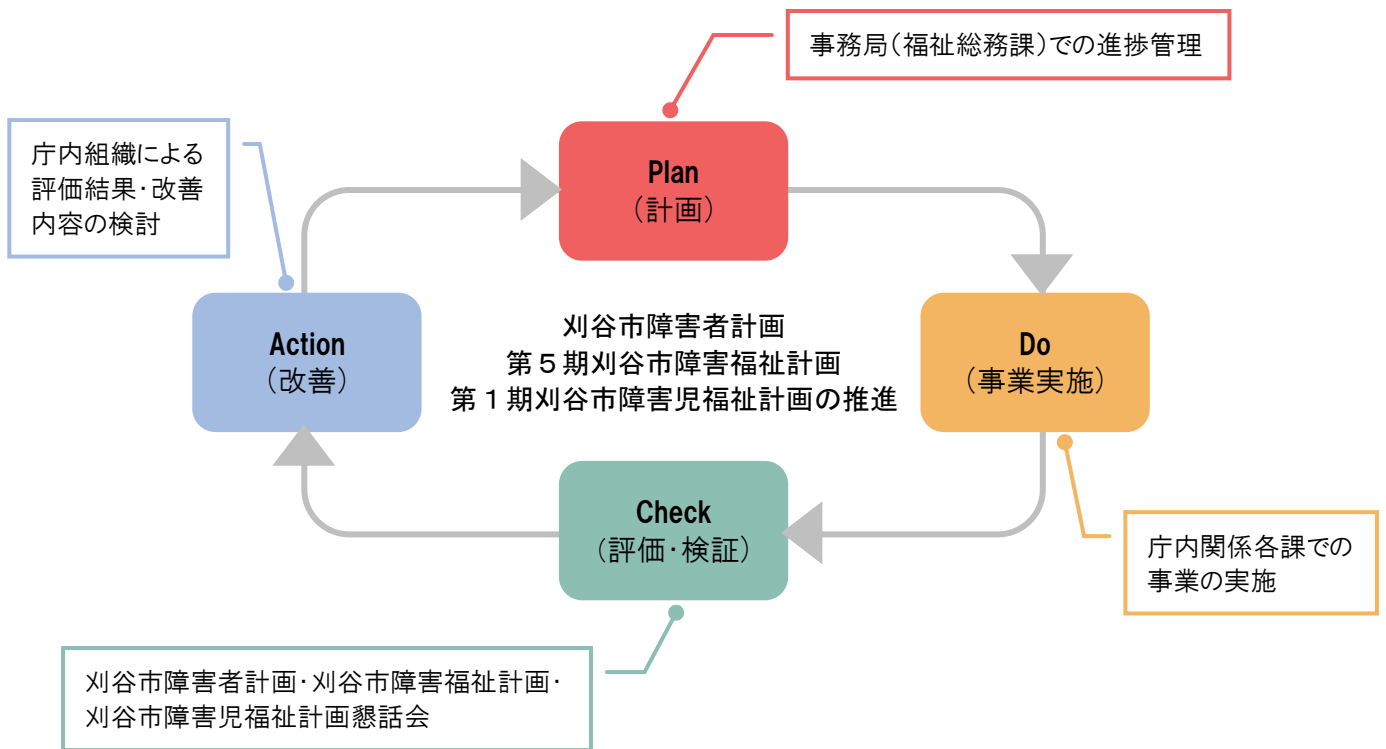
計画の進捗管理

1 計画の進捗管理手法について

本計画を着実に実行していくため、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行い、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

2 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。



刈谷市障害者計画
第5期刈谷市障害福祉計画
第1期刈谷市障害児福祉計画

発行 年 月
発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課
〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL:0566-62-1208 FAX:0566-24-3481

